

(目的)

第1条 この規程は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、大分大学挾間キャンパス（以下「挾間キャンパス」という。）の教育、研究及び医療活動に伴い発生する廃棄物（放射性物質及び放射性物質によって汚染された物を除く。以下同じ。）の適正な処理を行い生活環境の汚染を防止するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 廃棄物 別表第1に掲げる固体廃棄物、液体廃棄物及び別表第2に掲げる感染性廃棄物をいう。
- (2) 医療廃棄物 医学部附属病院（以下「附属病院」という。）の医療活動により発生する廃棄物をいう。
- (3) 感染性廃棄物 別表第2に掲げる次の廃棄物をいう。
 - ア 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）並びに血液製剤（以下「血液等」という。）
 - イ 手術等に伴って発生する病理廃棄物
 - ウ 注射針等の鋭利なもの
 - エ 病原微生物に関連した試験及び検査並びに培養に用いられた器具及び培地
 - オ 実験動物の死体
 - カ その他血液等が付着したもの
- (4) 管理責任者 国立大学法人大分大学固定資産管理細則（平成19年細則第2号。以下「細則」という。）第3条第1項に規定する監守者をいう。
- (5) 管理区域 細則第2条第1項に規定する監守区域をいう。
- (6) 原点分別 廃棄物の発生した場所において、廃棄物を別表第1及び別表第2収納容器等欄の区分に従い分別することをいう。
- (7) 原点処理 前号の原点分別に当たり、廃棄物を別表第1及び別表第2前処理欄に掲げる方法により安全化、安定化したものに処理することをいう。

(管理)

第3条 医学部長は、廃棄物の処理に関する業務を総括する。

2 病院長は、医療廃棄物の処理に関する業務を掌理し、感染性産業廃棄物を生じる事業場としての特別管理産業廃棄物管理責任者となり、病院における感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう、次の各号に掲げる事項の処理計画を定めるものとする。

- (1) 発生状況
- (2) 分別方法
- (3) 院内の収集・運搬方法
- (4) 滅菌等の方法
- (5) 梱包方法
- (6) 保管方法
- (7) 処理業者の許可証及び委託契約書の写し
- (8) 緊急時の関係者への連絡体制

3 管理責任者は、当該管理区域における廃棄物の適正な管理について教職員及び学生を指導する。

(委員会)

第4条 挾間キャンパスに、大分大学医学部廃棄物処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 廃棄物による環境汚染の原因の規制に関する事。
- (2) 廃棄物の処理に関する事。
- (3) 廃棄物処理施設の整備及び運営に関する事。
- (4) 地域社会における環境汚染の防止に関する事。
- (5) その他環境の保全に関する事。

(組織等)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長 (研究担当)
 - (2) 病院長
 - (3) 医学科の教授 4人
 - (4) 看護学科の教授、准教授又は講師 1人
 - (5) 先進医療科学科の教授、准教授又は講師 1人
 - (6) 附属病院感染制御部長
 - (7) 附属病院検査部長
 - (8) 附属病院看護部長
 - (9) 医学・病院事務部長
- 2 前項第3号から第5号までの委員は、医学部長が任命する。
 - 3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員会に委員長を置き、副学部長(研究担当)をもって充てる。
 - 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
 - 7 委員長が必要と認めたときは、委員会の承認を経て、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実験廃水処理施設)

第7条 挾間キャンパスに実験廃水処理施設(以下「施設」という。)を置く。

- 2 施設においては、次の各号に掲げる業務を処理する。
 - (1) 一般実験廃水の処理に関する事。
 - (2) 一般実験廃水の測定・調査に関する事。
- 3 施設に施設管理者を置き、財務部施設管理課長をもって充てる。

(責務)

第8条 挾間キャンパスの職員及び学生は、次条から第12条までに規定する基準により、自らの責任において廃棄物の原点分別及び原点処理を行わなければならない。

(固体廃棄物の処理の基準)

第9条 固体廃棄物は、外注処理によるものとし、取扱者が負傷する危険性のある廃棄物については収納容器等の区分を厳守し、原点分別及び原点処理を行うものとする。

(液体廃棄物の処理の基準)

- 第10条 液体廃棄物は、排水路による排出又は貯留保管により処理するものとする。
- 2 生活廃水は、生活廃水系排水路を経て、直接公共下水道に排出する。
 - 3 一般実験廃水は、実験廃水系排水路を経て実験廃水処理施設で接触酸化により処理の後、公共下水道に排出する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、特殊実験廃水である強酸、強アルカリ及び無機塩類(シアン、水銀及び重金属並びにその化合物を含有しないものに限る。)のうち、水素指数(pH)を6から8までに中和し、総塩類濃度を5パーセント未満に希釈したものに限り、実験廃水系排水路に排出することができる。

5 特殊実験廃水（前項に規定する特殊実験廃水を除く。以下同じ。）は、次の各号に定める基準に従い原点分別及び原点処理の後、所定の容器等に貯留し、廃液保管庫において保管する。

- (1) 原点分別及び原点処理に当たっては、漏えい、飛散、揮発等の事故発生を防止すること。
- (2) 原点分別においては、別表第3に掲げる爆発の可能性のある薬品の混合は行わないこと。
- (3) 特殊実験廃水の付着した実験器具、容器等の1回目の洗浄水は、特殊実験廃水として処理すること。

6 前項の原点分別及び原点処理を行う者は、別記様式の廃液カードに所定の事項を記入の上、これを当該収納容器に貼付し、写しを財務部経理課挾間調達室長に提出するものとする。

（感染性廃棄物の処理の基準及び記録）

第11条 感染性廃棄物は、滅菌・消毒又は外注処理によるものとし、次の各号に掲げる基準により原点分別及び原点処理を行うものとする。

- (1) 所定のバイオハザードマークごとの収納容器の区分を厳守すること。
- (2) 内容物が飛散・流出しないよう密閉した状態で収集・運搬を行うこと。
- (3) 所定の保管場所で保管すること。

2 感染性廃棄物の処理に当たっては、その記録を作成し、5年間保存するものとする。

（医療廃棄物の処理の基準）

第12条 医療廃棄物の処理に当たっては、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の原点分別を厳守しなければならない。

（指導）

第13条 管理責任者は、教職員及び学生に対し、当該管理区域において発生する廃棄物の適正な処理について、次の各号に掲げる事項に関し、指導を行うものとする。

- (1) 挾間キャンパスにおける廃棄物の処理方式
- (2) 原点分別及び原点処理の方法
- (3) 事故発生時の処置

（事故発生時の措置）

第14条 管理責任者は、当該管理区域において、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに医学部長（附属病院にあっては病院長）に報告しなければならない。

- (1) 特殊実験廃水を排水路に排出したとき。
- (2) 感染性廃棄物による環境汚染が発生したとき。
- (3) その他報告すべき事態が発生したとき。

2 医学部長は、前項に規定する事態が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

（事務）

第15条 廃棄物の処理に関する事務は、財務部経理課挾間調達室において処理する。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、廃棄物の原点分別及び原点処理の方法に関し必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則（平成18年医学部規程第2-4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年医学部規程第2-3号）

この規程は、平成19年4月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成21年医学部規程第2-3号）

この規程は、平成21年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成21年医学部規程第2-4号）

この規程は、平成21年12月10日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（平成31年医学部規程第2-1号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部規程第2-1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部規程第2-3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部規程第2-4号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部規程第2-2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部規程第1-8号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

分類		前処理	収納容器等	収集場所	処理・処分			
I	II III							
固体廃棄物	可燃物	プラスチックボトル等の血液体液等が付着していないもの、医薬品包装のプラスチック・ビニール製品、ポリ容器、発泡スチロール製品及びペットボトル、弁当ガラ等廃プラスチック類		緑色ポリ袋	廃棄物保管庫	外注処理 産業廃棄物		
		布類、木屑、食物残渣物、ティッシュ、汚物等		青色ポリ袋		外注処理 一般廃棄物		
		コピー用紙、罫紙、紙くず、紙箱 段ボール等、古新聞、古雑誌類		白色ポリ袋 又は紐で括る		外注処理 リサイクル		
	不燃物	厨芥・生ゴミ		透明ポリ袋	残飯保管庫	外注処理 一般廃棄物		
		飲用空ビン・空カン類、瓶、陶器類		黄色ポリ袋	廃棄物保管庫	外注処理 産業廃棄物		
		医療用ビン・カン、アンプル等		黄色ポリ袋(×マーク)又は容器				
		乾電池・電球・蛍光灯等(薬品・試薬関係は除く)	内容を記入する。	破損の恐れのない容器				
	汚泥			実験廃水 処理施設 グリース トラップ	外注処理 産業廃棄物			
	液体廃棄物	生活廃水	一般生活に伴う廃水(厨房、洗面所、風呂、便所及び洗濯場からの廃水)		各室の生活廃水流し又は排出口へ排出		公共下水道へ排出	
		一般実験廃水	実験に使用した実験器具、容器等の2回目以降の洗浄水、分解容易な有機化合物を含む廃液(有害物質を除く) 実験室清掃後の汚水 実験室冷却水、消毒液を含有する廃水		各室の実験廃水流し又は排出口へ排出		実験廃水処理施設にて処理	
特殊実験廃水		無機化合物	シアン含有	青酸ソーダ、青酸等のシアン化合物	アルカリ性に保つ。	10l又は20lポリ容器	廃液保管庫	外注処理 産業廃棄物 ※基準値を超える場合は特別管理産業廃棄物
			水銀含有	塩化水銀等の塩類	金属水銀は別途保存	〃		
			重金属含有	クロム、カドミウム、鉛、ヒ素、銅、マンガン、亜鉛、コバルト、ニッケル銀、オスミウム等の塩類		〃		
			強酸	塩酸、硫酸、硝酸等	中和して希釈後流す。	実験廃水流し		実験廃水処理施設にて処理
			強アルカリ	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、濃アンモニア等	〃	〃		
	無機塩類		塩化ナトリウム、塩化カリ、リン酸ソーダ等の塩類	希釈してから流す。	〃			

有機化合物	シアン含有	アセトニトリル, プロピオニトリル等	アルカリ性に保つ。	10l又は20lポリ容器	廃液保管庫	外注処理 産業廃棄物 ※基準値を超える場合は特別管理産業廃棄物		
	水銀含有	酢酸水銀, p-クロル第二水銀, 安息香酸塩等	無機化する。	〃				
	重金属含有	酢酸鉛, 酢酸ウラン, 金属錯体等	〃	〃				
	フェノール含有	クレゾール, フェノール等		〃				
	水溶性	有機酸, 有機塩基の塩類,		〃				
	非水溶性			〃				
	その他の毒物		無毒処理する。	〃				
有機溶剤	アルコール・カルボン酸	メタノール, エタノール, プロパノール, グリセロールなどのアルコール類 ギ酸, 酢酸プロピオン酸等の有機酸		〃	廃液保管庫	外注処理 産業廃棄物 ※基準値を超える場合及び揮発油類は特別管理産業廃棄物		
	水溶性	アセトン, ジオキサン, ホルムアルデヒド, ジメチルスルフォキシド等	水と不溶性の溶媒と混合している場合は原則として分別してから貯留	〃				
	非水溶性	酢酸エチル, トルエン, エーテル, キシレン, 二硫化炭素等ベンゼン						
	ハロゲン含有	クロロホルム, 塩化メチレン, 四塩化炭素						
その他	廃油	真空ポンプ油, 機械油等		〃	〃	外注処理 産業廃棄物		
	色素	pH指示薬, 組織染色液等		〃				
	現像廃液			〃				
	定着廃液			〃			定着廃液貯留槽	有価廃液として処理
	廃食料油	食料油		ドラム缶			廃油保管庫	〃

別表第2（第2条関係）

区分	分類	前処理	収納容器等	収集場所	処理・処分
感染性廃棄物	ディスポ手袋、体腔内ドレーン、チューブ類、排液袋、血液パック、点滴セット、チェストドレーンパック、ダイヤライザー、人工肺、接続チューブ等で血液体液等の付着した廃プラスチック類、手術用手袋、ガーゼ、包帯、紙オムツ等で血液体液等の付着した廃プラスチック類以外のもの		橙色バイオハザードマーク入りの赤色ポリ袋	廃棄物保管庫	外注処理 特別管理産業廃棄物
	注射針（ディスポ注射器）、メス、カミソリの刃、カテーテルの針先等鋭利なもの、輸液点滴セット（パックを除く）		黄色バイオハザードマーク入りのポリ容器		
	病原微生物に関連した医療用具及び実験・検査等に使用したシャーレ等の廃プラスチック類、病原微生物に関連した医療用具及び実験・検査等に使用した試験管、培地等の廃プラスチック類以外のもの	必ず滅菌を行う。	橙色バイオハザードマーク入りの赤色ポリ袋		
	病原微生物に関連した試験・検査等に用いた実験動物の死体	必ず滅菌を行う。	赤色バイオハザードマーク入りのポリ容器	研究マネジメント機構研究支援センター動物専用冷凍庫	外注処理 特別管理一般廃棄物
	病原微生物に関連しない試験・検査等に用いた実験動物の死体		〃		
	血液、血清、血漿、体液、血液製剤、臓器、組織等の病理廃棄物			赤色バイオハザードマーク入りの密閉容器	廃棄物保管庫

別表第3 (第10条関係)

混合すると爆発の危険性のある薬品の組合せ (A+B)

薬品A	薬品B
アルカリ金属, 粉末にしたアルミニウム又はマグネシウム, その他	四塩化炭素, その他の塩化炭素, 二硫化炭素及びハロゲン
カリウム, ナトリウム	四塩化炭素, 二硫化炭素, 水
銅	アセチレン, 過酸化水素
銀	アセチレン, シウ酸酒石酸, 雷酸, アンモニウム化合物
水銀	アセチレン, 雷酸, アンモニア
塩素	アンモニア, アセチレン, ブタジエン, ブタン, メタン, プロパン (他の石油ガス), 水素, ナトリウム, カーバイド, テレピン油, ベンゼン微粉碎した金属
臭素	塩素と同じ
ヨウ素	アセチレン, アンモニア (溶液あるいは無水), 水素
フッ素	すべての化合物に対して反応性は著しく大である。
二酸化塩素	アンモニア, メタンホスフィン, 硫化水素
塩素酸塩	アンモニウム塩, 酸類, 金属粉, 硫黄, 一般に微粉碎した有機物あるいは可燃性物質
過塩素酸	無水酢酸, ビスマス及びその合金, アルコール, 紙, 木材
過マンガン酸カリウム	エタノールあるいはメタノール, 氷酢酸, 無水酢酸, ベンズアルデヒド, 二硫化炭素, グリセリンエチレングリコール, 酢酸エチル, 酢酸メチル, フルフラール
過酸化水素	銅, クロム, 鉄, 多くの金属あるいはそれらの塩, アルコールアセトン, 有機物, アニリン, 可燃材料, 引火性液体, ニトロメタン
アンモニア (無水)	水銀 (例えばマンメーター中の水銀), 塩素, 次亜塩素酸カルシウム, ヨウ素, 臭素, 無水フッ化水素酸, 銀化合物
クロム酸	酢酸, ナフタリン, カンファ, グリセリン, テレピン油, アルコール類, 一般酸化性物質
無水フッ化水素酸	アンモニア (含水, あるいは無水)
硝酸 (濃)	酢酸, アニリン, クロム酸, シアン酸, 硫化水素, 引火性液体, 引火性ガス
硫酸	塩素酸カリウム, 過塩素酸カリウム, 過マンガン酸カリウム (あるいはナトリウム, リチウムのような軽金属の過マンガン酸塩)
炭化水素 (ブタン, プロパン, ベンゼンガソリン, テレピン油など)	フッ素, 臭素, クロム酸, 過酸化ナトリウム
アセチレン	塩素, 臭素, 銅, フッ素, 銀, 水銀
アニリン	硝酸, 過酸化水素
シウ酸	銀, 水銀
クメンヒドロパーオキシド	酸類 (有機あるいは無機)
引火性液体	硝酸アンモニウム, クロム酸, 過酸化水素, 硝酸, 過酸化ナトリウム及びハロゲン

別記様式 (第10条関係)

廃液カード

搬出年月日	年 月 日
講座等名	
廃液名	可燃性・難燃性
廃液量	l
濃度	%
含有物質	
備考	